

秋田県告示第 1 5 1 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の 5 第 1 項の規定に基づき、公告する。

平成30年 3 月 9 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成30年 2 月26日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社工藤技建
大館市川口字横岩岱57番地 3
取締役 工 藤 和 成
秋田県知事許可（般－26）第81339号
- 3 処分の内容
建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成30年 2 月26日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第 1 項第 4 号に該当する。